

沖縄県警察技能指導官等に関する訓令

発出年月日：平成 21 年 10 月 1 日
文書番号：沖縄県警察本部訓令第 19 号
公表範囲：全文

改正 令和 2 年 10 月 8 日沖縄県警察本部訓令第 15 号 令和 3 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 10 号
令和 4 年 11 月 4 日沖縄県警察本部訓令第 12 号

沖縄県警察技能指導官に関する訓令（平成 7 年沖縄県警察本部訓令第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、実務経験が豊富な警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、警察職員（以下「職員」という。）の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（技能指導官等の設置）

第 2 条 技能指導官及び技能指導官補（以下「技能指導官等」という。）を置くことができる所属は、専門的技能等の種別に応じ、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

（技能指導官等の行う職務）

第 3 条 技能指導官等は、職員に対し、次に掲げる方法により専門的技能等に関する指導を行うものとする。

- （1） 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- （2） 学校教養等の集合教養
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、専門的技能等を効果的に継承することができる方法

（審査委員会の設置）

第 4 条 警察本部に技能指導官審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1） 委員長 本部長
- （2） 副委員長 警務部長
- （3） 委員 生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長及び警備部長並びに警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部教養課長（以下「教養課長」という。）

4 審査委員会は、技能指導官の候補者（以下「技能指導官候補者」という。）を審査し、技能指導官の任命の適否を決定するものとする。

5 前項の規定による審査は、書面審査により行うものとする。ただし、委員長が、審査に付される事案の内容により審査委員会を招集する必要があると認めたときは、会議を開くことができる。この場合において、当該会議の議事は、委員長が主宰する。

6 前項の書面審査は、委員長、副委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会の庶務は、警務部教養課において処理する。

(幹事会の設置)

第5条 審査委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長、副幹事長及び幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 幹事長 警務課長

(2) 副幹事長 教養課長

(3) 幹事 生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備第一課長

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議事を主宰する。

5 幹事会は、専門的技能等の種別を所管する部の庶務担当課長から通知された職員の専門的技能等について協議し、技能指導官候補者を選考する。

6 幹事会の庶務は、警務部教養課において処理する。

(技能指導官に充てる職員)

第6条 技能指導官は、次の各号のいずれにも該当する職員をもって充てるものとする。

(1) 技能指導官としてふさわしい専門的技能等の指導能力を有する者

(2) 警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員でおおむね45歳以上のもの

(3) 当該専門的技能等に係る実務経験がおおむね15年以上の者

(技能指導官の任命)

第7条 技能指導官は、本部長が任命する。

(技能指導官等の任命の取消し)

第8条 本部長は、技能指導官等がその職に必要な適格性を欠くに至ったとき、又は専門的技能等に係る所属以外の所属に異動したときは、任命を取り消すことができる。

(技能指導官名簿の作成等)

第9条 技能指導官を任命したときは、技能指導官名簿を作成するとともに、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月8日沖縄県警察本部訓令第15号)

1 この訓令は、令和2年10月8日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の沖縄県警察技能指導官等に関する訓令第9条の規定により技能指導官補として任命された者は、この訓令の施行後も、技能指導官補の身分を有するものとする。

附 則（令和3年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日沖縄県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年11月4日から施行する。